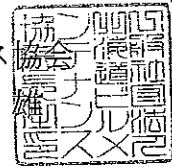


北 B M 第 3 4 号
平成 25 年 9 月 2 日

厚生労働省
北海道労働局長 羽毛田 守 様

一般社団法人
北海道ビルメンテナンス
会 長 山 田 春



最低賃金引上げに関する異議申立書

時下、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から、ビルメンテナンス業界並びに当協会に対してご指導、ご支援を賜っておりますことに感謝申し上げます。

この度の審議会では、経営実態からは引き上げはあり得ないが、生活保護費との逆転改善のため引き上げ、積み残し分は来年度解消することとされました。

しかし、生活保護費では住宅手当などが補助される一方、労働者は最低賃金の引き上げに伴う年金や社会保険料も増えるため、今以上に乖離が広がることは明らかであり、生活保護費が引き下げられたとしても、最低賃金の決定に反映されるのは 2 年後となるため、来年も 7 円を超える引き上げがなされることとなります。

さて、意見書などでも申し上げておりますが、建築物の保全に係る契約金は、ユーザーにとっては、快適な環境を「当たり前の状態」として維持・確保するための経費にしか過ぎません。

私達が発注者に対して提供できるのは、役務労働で商品ではありませんので、絶対的の必要経費である直接人件費や法定福利費などは、契約金に反映させることの理解が得られにくくなっております。

長引くデフレのため、契約金の引き下げ圧力が強まる中、最低賃金をはじめ引き上げに伴って年金や社会保険料なども上昇し続け、各企業は、これまでの内部留保の切り崩しや借り入れなどの資金繰りを行って凌いできましたが、その負担は限界を超える過大なものとなりつつあります。

このような厳しい経営環境の中、雇用を守るためには、累積したマイナスの解消も進めなければなりません。

人件費が生産費の 80%以上を占める私たちの業界にとっては、企業の存在すら危ぶまれる死活問題であります。

「行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、最低賃金の履行確保に支障が生じることが無いように、発注時及び最低賃金改定時には特段の配慮を要望する。」との付帯意見を付けていただきましたが、未だに年度途中での料金の見直しには応じていただいております。

よって、以下に示す法令の改正または中小企業への支援拡充策が実施されないままの最低賃金の引き上げには反対です。

中小企業への支援の拡充策として、① 建築物保全業務などの役務サービス契約を締結する場合には、「発注者も最低賃金および法定福利費等の負担に対する保証責任を負うこととする」労働関係法令の改正を厚生労働省の労働政策審議会に働きかけをお願いいたします。

また、法令改正までの間、② 独立行政法人および行政機関の出資する団体を含む官公庁は、最低賃金の履行確保に支障が生じることが無いように、契約変更を行うこと（契約変更の事由とする）。

③ 民間の発注者においても契約変更の交渉を積極的に進めるよう、ご指導願います。交渉の際には、「役務の委託取引における優位的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」に留意すること。

④ 年間契約に基づく雇用契約が締結されている場合、前記契約変更が締結されるまでの間は、改定された最低賃金の施行を猶予すること。

以上の支援策とその内容をビルオーナー等へ周知するため、積極的に広報していただくよう強く求めます。